

舞鶴市部活動地域展開推進計画 (案)

舞鶴市

令和 年 月

目次

はじめに	- 2 -
1 舞鶴市の現状	- 3 -
(1) 少子化の進展	- 3 -
(2) 教師の働き方と学校の改革	- 4 -
(3) 学校・家庭・地域の連携	- 4 -
2 舞鶴市の部活動地域移行に関する取組の経過	- 5 -
(1) 部活動地域移行の実証事業	- 5 -
(2) 舞鶴市部活動地域移行あり方検討会	- 6 -
(3) 実態調査の実施	- 7 -
3 舞鶴市の部活動地域展開のあり方	- 10 -
(1) 基本目標	- 11 -
(2) 基本方針	- 12 -
(3) 今後の運営体制	- 12 -
(4) 地域展開スケジュール	- 13 -
(5) 今後の課題	- 13 -
4 地域クラブ活動について	- 14 -
(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体	- 14 -
(2) 指導者	- 14 -
(3) 活動場所	- 14 -
(4) 管理責任	- 14 -
5 その他	- 15 -
(1) 推進計画の見直し	- 15 -
(2) 部活動指導指針の見直し	- 15 -
(3) 事務局	- 15 -
(4) その他	- 15 -

はじめに

中学校の学校部活動は、学校教育の一環として行われ、生徒がスポーツや文化、芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、生徒が自主的・主体的な参加を通じて、責任感や生徒同士の連帯感を養うなど、多様な学びの場として、大きな教育的意義があります。しかし少子化が進展する中、これまでと同じ学校単位での運営が難しくなっており、今後、生徒が希望どおりのスポーツ・文化芸術活動に取り組めなくなることが危惧されています。また、教師の専門性や意向にかかわらず顧問を務めなければならない体制や、長時間労働が生じるといった課題が指摘されているところです。

こうした状況を踏まえ、国は、令和 2 年 9 月に休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和 4 年 12 月には、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定しました。国のガイドラインでは、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で改革推進期間と位置付けており、地域の実情に応じ、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を可能な限り早期に進めることとしています。

京都府においても、令和 3 年度から有識者による検討委員会が設置され、令和 6 年 3 月に「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」（以下「京都府の推進指針」という。）が示されたところです。

舞鶴市では、これまでから市立中学校に外部人材として部活動指導員を配置し、専門的な指導者の確保と教師の負担軽減を図ってきました。地域移行に向けては、令和 3 年度から国の事業に参画し、実践研究や関係者との協議・情報共有を進めてきました。令和 5 年度には、取組をさらに加速させ、保護者や学校関係者、地域のスポーツ・文化団体関係者、有識者による検討会を設置するとともに、実証事業の実施により、舞鶴市に最も適した地域移行の検討を進めてきたところです。

また、国では令和 6 年 8 月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が設置され、地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策等について中間とりまとめを公表しました。そこで本取組の理念をよりの確に表すため、「地域移行」から「地域展開」へ名称を変更する方針が示されました。舞鶴市においても、今ある部活動を地域に移すことにとどまるのではなく、柔軟に地域と連携して舞鶴の活性化に資する取組とするため、「部活動の地域展開」という言葉で今後表現していきます。

舞鶴市部活動地域展開推進計画は、国のガイドラインや京都府の推進指針のほか、検討会での意見等を踏まえ、舞鶴市が地域展開で目指す姿を明らかにし、その実現に必要な地域クラブ活動や地域展開スケジュールなどの具体的な方針をまとめたものです。舞鶴市は本計画に沿って、着実に地域展開の取組を進めます。

1 舞鶴市の現状

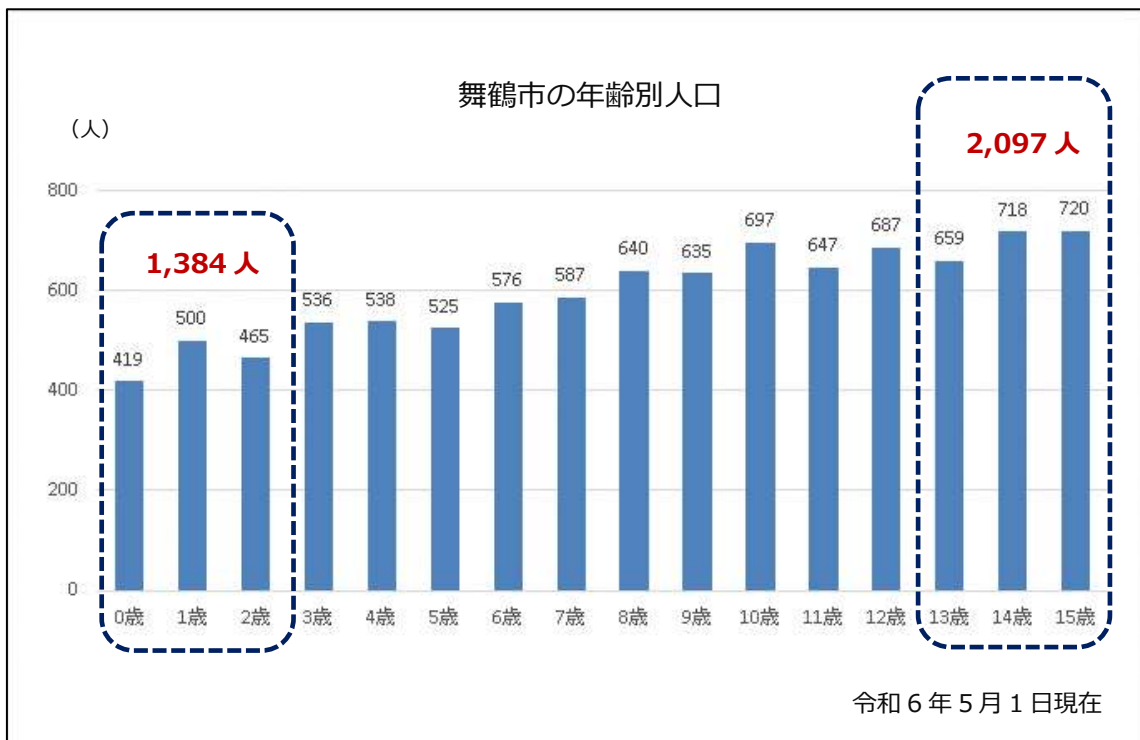
(1) 少子化の進展

舞鶴市立中学校の生徒数は、少子化の進展により大幅に減少しており、令和6年度は平成27年度に比べ500人ほど減少しました。また、最新の人口構成をみると、13年後には13～15歳の市民が現在より約700人も減少するなど、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測されます。



また、舞鶴市立中学校の直近の部活動部員数の推移をみると、令和元年度を最後にサッカー部がなくなり、一部の学校で男子バレーボール部が廃部となるほか、ソフトボールや野球などの団体競技で複数校での合同部活動を実施するなど、部活動数の減少や自校単体での活動ができない事態となっています。

このようなことから、部活動はやりたい種目がなかったり、十分な顧問配置ができず専門的な指導が受けられなかったりするなど、生徒にとってスポーツ・文化芸術活動を十分に親しめる場ではなくなりつつあります。



(2) 教師の働き方と学校の改革

長年にわたり部活動は、教師の献身的な指導によって支えられてきましたが、長時間労働の要因であることや、指導経験がない競技や活動の指導にあたることになった場合の教師の負担が多大になっていることから、抜本的な改革が求められています。

舞鶴市では平成 30 年 5 月に「舞鶴市中学校部活動指導方針」を策定し、練習時間の制限や休養日を設定するなど、生徒と教師がバランスのとれた生活を送るための方針を示しています。また新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、部活動が長期にわたり休止する事態となりました。令和 2 年度に部活動を再開するにあたり、感染拡大防止のため全中学校で朝練を原則廃止したほか、平日は 17 時完全下校とするなどの対策をしたことが、教師の働き方改善にも一定寄与しています。

一方で、実践経験や指導経験のない部活動の顧問をしている教師が負担を感じている現状は依然としてあり、さらなる取組が求められています。

(3) 学校・家庭・地域の連携

教師の負担を軽減するためだけならば、学校部活動の指導を地域の方に任せるという方策が考えられますが、今後も急速なスピードで少子化の進展が予想される中、

子どもたちが今後もやりたい活動を主体的に選択し、楽しめる環境を整えるためには、部活動の枠にとらわれない、持続可能な新しい体制の構築が求められます。

2 舞鶴市の部活動地域移行に関する取組の経過

(1) 部活動地域移行の実証事業

舞鶴市は既存の枠組みにとらわれず、子どもたちにとって望ましい持続可能な活動の体制を構築するため、令和3年度からスポーツ庁の事業に参画し、いち早く地域移行の取組を始めました。関係者による「舞鶴市地域運動部活動合同会議」（以下、「合同会議」）を立ち上げ、まずは個人競技である剣道、柔道、陸上競技での活動を計画しました。指導者については、総合型地域スポーツクラブ「舞鶴ちゃったスポーツクラブ」が人材バンクを設置し、教職員や舞鶴市スポーツ協会の方々を各活動に派遣する体制で行いましたが、学校行事や新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、活動の調整が難航しました。

令和4年度も合同会議で協議を続け、前年度に実証事業を実施した3競技のほか、団体スポーツであるソフトボールと、基礎部活（※）に取り組み、既存の部活動にとらわれず、子どもたちがやりたい活動を主体的に選択できるような実証活動を進めました。

剣道及び柔道においては、1か所で舞鶴市内の全中学校の生徒が参加する地域の活動という枠組みが軌道に乗る一方、人材バンクだけでは舞鶴市の中学生を受け入れることは難しく、現在すでに活動している社会体育等の活動をベースにした地域クラブ活動を検討することとなりました。

令和5年度は10競技13団体にご協力いただき、3つのパターンで地域クラブ活動を実施し、生徒約350人、指導者約60人が参加し、実証事業に取り組みました。令和6年度は通年での活動のほか、新たに合唱や吹奏楽といった文化芸術活動の実証事業を開始しました。また、これまでの取組では競技や活動により課題は様々でしたが、部活動の良さを引き継ぎながら地域移行を進めるには、学校部活動の顧問と地域の指導者が連携を取ることが重要なことから、顧問と地域の指導者を対象にした意見交換会を実施し、競技・活動に適した地域移行のあり方について議論を交わし、今後の実証事業の実施方法等についても具体的に検討しました。

※基礎部活：レクリエーションスポーツを楽しむ「ゆる部活」と、身体の動かし方を学ぶ「トレーナー部活」で構成。特定の競技や活動にこだわらない、楽しく身体を動かすことを目的とし、運動に苦手意識をもつ生徒でも取り組みやすい活動。

(2) 舞鶴市部活動地域移行あり方検討会

合同会議では中学校部活動の運動部の地域移行について議論してきましたが、文化部活動も含めた舞鶴市の部活動地域移行・連携の将来像を検討する場として、令和5年度に「舞鶴市部活動地域移行あり方検討会」を開催しました。地域移行・地域連携を進める上での課題の検討や市の基本方針を協議する場として、有識者、地域スポーツ・文化団体、学校、保護者、教育委員会で構成しています。構成団体は以下のとおりです。(五十音順)

種別	構成団体
地域スポーツ団体	一般財団法人舞鶴市スポーツ協会
地域文化団体	公益財団法人舞鶴文化教育財団
地域スポーツ団体	T O M A I スポーツクラブ（京都府立東舞鶴高等学校）
教育関係	舞鶴市教育委員会
地域スポーツ団体	舞鶴市スポーツ少年団
地域スポーツ団体	舞鶴市スポーツ推進委員連絡協議会
教育関係	舞鶴市中学校長会
教育関係	舞鶴市中学校体育連盟
保護者団体	舞鶴市 PTA 連絡協議会
地域文化団体	舞鶴市文化協会
地域スポーツ団体	舞鶴ちゃったスポーツクラブ
有識者	立命館大学 スポーツ健康科学部 学部長 長積 仁 氏

【開催状況】

年度	開催日	協議内容
5	令和5年8月10日	地域移行の概要及び取組の説明、課題協議
	12月22日	進捗状況、実態調査結果を踏まえた協議
	令和6年3月21日	取組報告、推進計画について協議
6	11月8日	推進計画（案）の提示

(3) 実態調査の実施

ア 調査概要

舞鶴市では令和 5 年 11 月に児童生徒やその保護者及び教師に対し、部活動や学校外での習いごとの実態や意識、学校部活動の地域移行に対する考え方等を調査しました。あわせて、舞鶴市内で活動するスポーツ・文化団体や市内の高等学校に対して、休日の学校部活動を「地域クラブ活動」に移行した際の受入可否や課題等について実態調査を実施しました。対象と回答数は以下のとおりです。

対象	対象数	回答者数	回答率
市立小学 5, 6 年生の児童	1,287 人	1,073 人	83.4%
市立中学 1, 2 年生の生徒	1,260 人	1,006 人	79.8%
市立小学 5, 6 年生の児童の保護者	1,287 人	598 人	46.5%
市立中学 1, 2 年生の生徒の保護者	1,260 人	512 人	40.6%
市立中学校教師	173 人	104 人	60.1%
市内の高等学校	4 校	4 校	100%
市内で活動するスポーツ団体等	99 団体	61 団体	61.6%
市内で活動する文化団体等	95 団体	52 団体	54.7%

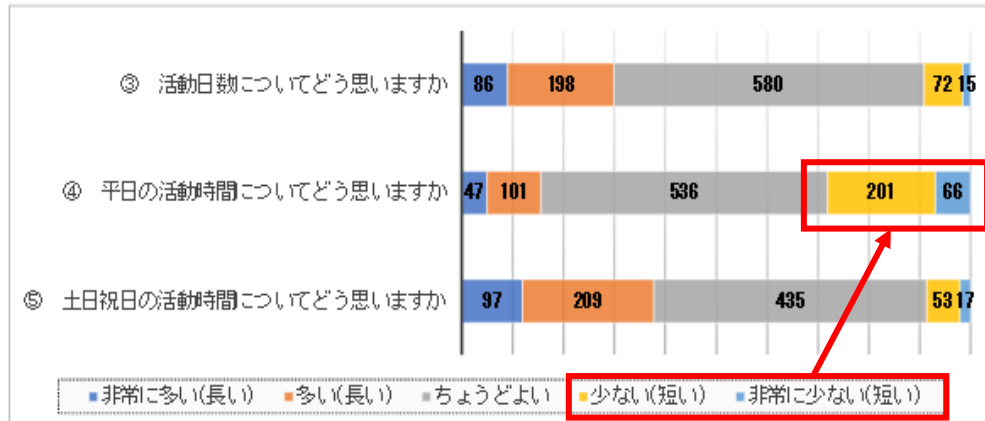
イ 結果概要

(ア) 児童生徒に関する実態

中学生は 95%が部活動に加入しており、うち 90%以上の生徒は希望通りの部活動に入部できたと回答しています。小学生は 62%が運動部に、19%が文化部に入部したいと回答していますが、部活動に所属しない、まだ分からないと回答した児童も 19%いました。

中学生に部活動の活動日数・時間についてたずねたところ、それぞれちょうどよいが最も回答数が多く、平日の活動時間を短いと答えた割合が 28%と休日に比べ高く、逆に休日の活動時間が長いと答えた割合は 37%と高くなりました。

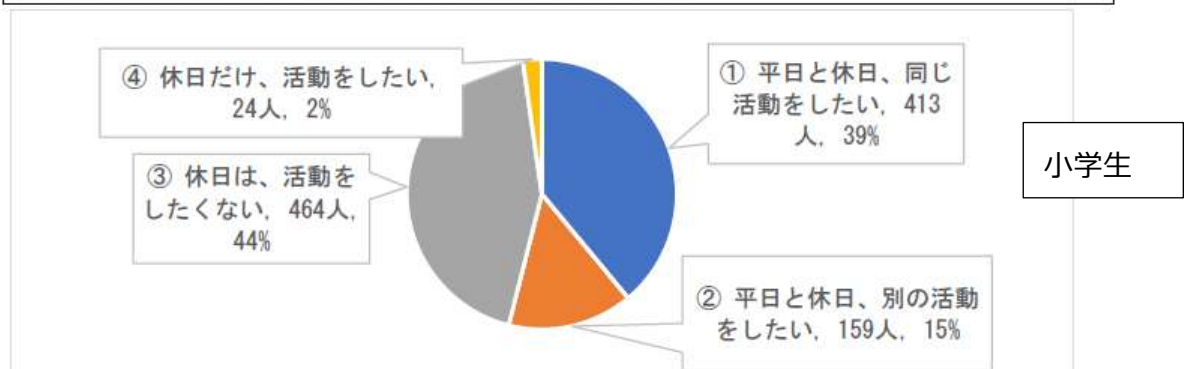
- ③ 活動日数についてどう思いますか？
 ④ 平日の活動時間についてどう思いますか？
 ⑤ 土日祝日の活動時間についてどう思いますか？



小学生の70%、中学生の48%が学校外で特定の活動(クラブ活動・習いごと)をしていました。小学生は水泳、ピアノ、サッカー、英会話、野球が上位にきており、中学生はピアノ、習字、バレーボール、サッカー、野球が上位にありました。

中学生で令和5年度の部活動地域移行にかかる実証事業「地域クラブ活動」に参加しなかったと答えた人の理由は、「休日は休みたかったから」が上位でした。また、小学生にも平日と休日の部活動で別々の活動をする事ができる場合、どのような活動がしたいかたずねたところ、44%が「休日は活動をしたくない」と答えました。

(4)「平日(月曜日～金曜日)と休日(土曜日・日曜日・祝日)の部活動で別々の活動をする事ができるならば、あなたはどのような活動がしたいですか？」



(イ) 保護者の地域クラブ活動に対する意識

休日の部活動が「地域クラブ活動」になった場合の月謝については、小中学校の保護者ともに 8 割が 3,000 円までと回答されました。地域クラブ活動になった場合に期待することは、「知識・技術の習得と向上」で、地域クラブ活動になった場合に心配なこととしては、「活動場所までの送迎」や、「費用面での負担」が挙げられました。

(ウ) 教師の部活動、地域クラブ活動に対する意識

現在部活動の指導をしていると答えた教師のうち、35%がその部活動の実践経験・指導経験がないと答えました。また部活動指導が負担になるかたずねたところ、62%が負担と答えました。部活動の顧問をすることについては、49%がやりたくないと答えており、「プライベートな時間の確保」や「活動にかかわる専門的な指導」に苦勞していました。

休日の指導や大会引率を地域の指導者が担うことについては、77%が賛成しています。

(イ) スポーツ・文化団体、高等学校の意識

「現在中学生を受け入れている」と回答したスポーツ団体は 34 団体で、その内、今後、中学校の休日の部活動について「受入可能」な団体は 16 団体、「課題が解決すれば受入可能」な団体は 8 団体でした。課題としては、「指導者の確保」、「活動場所の確保」、「活動財源の確保」などが挙げられました。

また、「現在中学生を受け入れている」と回答した文化団体は 7 団体で、今後、休日の中学校の部活動について「受入可能」な団体は 17 団体、「受入可否を検討」している団体は 9 団体でした。受け入れの課題としては、「生徒を預かる責任の担保」、「活動場所の確保」、「活動の財源確保」などが挙げられました。

現在中学生の練習を受け入れている高等学校はありませんが、条件が整えば、受け入れても良いと回答した学校が 2 校ありました。

※結果の詳細についてはこちら



URL :

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000011/11760/jitttaichosa.pdf>

※実態調査結果をまとめたニュースレターはこちら



URL :

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kyouiku/cmsfiles/contents/0000011/11760/ikoNews03.pdf>

ウ 結果から考えられる傾向

- 小学生の学校外での習いごとは盛んですが、中学校へ入学すると部活動が始まるため、学校外での活動の割合が減少していると考えられます。舞鶴市では水泳やサッカー、野球などが小学生の活動として人気であることから、休日の活動が地域クラブ活動へ移行した場合、小学生で行ってきた活動は一定需要があると考えられます。
- 小学生・中学生ともに休日の活動は「休みたい」と回答する傾向が見られますが、小学生が興味をもつ活動はスポーツだけでなく、絵画・工作、料理など文化的な活動など様々挙げられていることから、幅広い活動を子どもたちが主体的に選べる環境を整備する必要があります。
- 地域クラブ活動になった場合に保護者が心配なこととしては、「活動場所までの送迎」が挙げられました。
- 舞鶴市では小学生の習いごとが盛んであり、地域クラブ活動に参加するための受益者負担については一定理解を得られるものと考えられます。
- 部活動の指導については約 6 割の教師が負担に感じている一方で、今後も指導に関わりたい教師もいることから、希望する教師が兼職兼業で続けられ、希望しない教師は携わらなくても良い体制を整えることが求められています。
- 地域クラブ活動を担う団体や人材については、今後も指導を続けたいと考えている教師や、すでに地域で中学生を指導している団体、今後前向きに指導に携わりたいと考えている団体にまず担っていただき、裾野を広げていく必要があると考えられます。

3 舞鶴市の部活動地域展開のあり方

現状や部活動地域移行に関する取組の経過を踏まえ、舞鶴市では次の基本目標と基本方針のもと進めていきます。

(1) 基本目標

舞鶴市の部活動地域展開は、子どもたちの活動場所を単に学校から地域に移すことにとどまるものではなく、子どもたちが今まで触れる機会のなかった活動に参加したり、多世代での交流の場となったりすることで、魅力あるまちづくりにつながるものを目指します。

舞鶴市が令和5年に策定した「第3次 舞鶴市教育振興大綱」で示したとおり、地域社会で支える教育を目指し、社会教育団体等との連携を推進する中で地域の意向を踏まえながら、中学校部活動の地域展開を進めます。

参考：第3次 舞鶴市教育振興大綱（抜粋）

4. 地域社会で支える教育と子育て支援の充実

(1) 家庭・地域との連携による教育と子育て支援の推進

子どもの教育の原点である家庭の教育力の向上を図るとともに、経済的に困難な家庭の就学を支援するなど、安心して家庭教育が行える環境づくりを推進します。

また、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図るとともに、地域と学校が連携・協働して行う教育支援活動等の活性化を図るなど、地域ぐるみで子どもの教育と子育てを支援する取組の充実を図ります。

(2) 社会教育団体等との連携の推進

児童生徒が集団行動の中で規範を身に付けるとともに、心身ともにたくましさを養うため、社会貢献活動を行う団体や文化・スポーツ団体等との連携を推進し、子どもの健全な育成を支援する中で、地域の意向を踏まえながら、中学校部活動の地域移行を進めます。

5. 心豊かな生涯学習の推進

(1) 市民の学習活動の推進

市民自らが生涯を通じて学び、学びが個人を成長させ、生きがいのある人生を送ること、さらには地域公共人材の育成につながるよう、いつでも、どこでも学ぶことができ、活動を続けることができる生涯学習社会の実現を図ります。

このため、市民の自主的な文化活動を推進するとともに、世代間交流など、人と人とのつながりづくりを推進し、ひいてはそれが、次代を担う子どもの育成に生かされるよう、その環境構築を図ります。

(2) 市民スポーツの推進

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しく運動やスポーツに親しむ機会の充実を図り、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができる環境づくりを推進します。

(2) 基本方針

魅力あるまちづくりにつながる地域展開

- 子どもたちが希望する活動を主体的に選択でき、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備します。
- 地域クラブ活動を通じて、中学生のみならず、小学生や高校生・社会人なども参加ができる多世代とのつながりが広がる活動を支援します。
- 地域クラブ活動が地域や家庭などの様々な協力のもと活発に行われ、平日も含め一体的に活動することが望ましい競技・活動については、積極的に地域展開を進めます。

子どもの健全な育成につながる地域展開

- 学校部活動と社会体育活動双方への所属により、オーバーワークになっている現状を改善し、子どもたちが健全な生活を送ることができるよう配慮します。
- 地域クラブ活動の指導者向けの研修等を通じて、安全で適切な指導の質が保たれるよう努めます。
- 競技力を伸ばしたい、楽しくレクリエーション活動を楽しみたいなど、子どもたちのニーズに合わせた活動ができる環境整備に努めます。

(3) 今後の運営体制

舞鶴市では、従来から社会体育・社会文化活動に取り組んできた既存の団体等が行う地域クラブ活動を主軸としながら、新たに取り組みたいという指導者や兼職兼業の教職員による地域クラブ活動の立ち上げを支援することで、子どもたちが様々なスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備します。



舞鶴市の地域展開のイメージ図

(4) 地域展開スケジュール

令和8年度2学期から休日の部活動を停止し、多様な地域クラブ活動から子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を主体的に選択できるようにします。

経過期間は様々な地域クラブ活動の実証事業を展開し、取組の課題を抽出し、課題解決に努めます。実証事業を進める中で、併せて平日の部活動についてもそれぞれの中学校や地域の実情を考慮しながら、学校独自の取組や地域展開を進めていきます。

令和6年度	● 地域展開推進計画を策定・公表 ● 実証事業の実施（各競技、学校の実情に応じて期間を定めて実施） ● 学校外の活動団体の紹介（市ホームページ等に掲載）
令和7年度	● 地域クラブ活動の運営団体への支援策を検討 ● 施設（学校・公民館・スポーツ施設・文化施設）利用のルール設定 ● 費用負担及び移動手段の検討 ● 大会等の参加について、競技や活動ごとに生徒にとって最適な方法の検討及び関係機関との調整 ● 実証事業の実施（一定期間、全中学校で一斉に部活動を停止し、地域クラブ活動を実施） ● 学校独自の課題等の解決に向けた取組
令和8年度	● 令和8年度2学期から全中学校で休日の部活動を停止し、地域クラブ活動を実施 ● 地域展開の検証 ● 平日も含め一体的に活動することが望ましい競技・活動について、積極的な地域展開の実施
令和9年度	● 地域展開の検証 ● 平日の部活動地域展開に係る推進計画の見直し

(5) 今後の課題

地域展開を進めるにあたり、今後解決すべき課題としては、活動場所への移動の負担や、新たに発生する経済的な負担などが挙げられます。国や京都府などとも連携した上で、子どもたちが希望する活動を楽しむことができるよう、新たな制度創設なども含めて仕組みを整えていきます。

また、地域展開を進めていくには、家庭・学校・地域の理解が深まり、子どもたちの活動をより良いものとするため協力し合うことが重要であることから、取組の理解を得るため、広報をさらに進めていきます。

4 地域クラブ活動について

地域クラブ活動については、次の内容のほか、国のガイドライン、京都府の推進指針を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体

舞鶴市においては、地域クラブ活動の運営団体や活動の実施主体について、スポーツ協会に加盟する各競技団体やクラブチームをはじめ、舞鶴市を拠点とするスポーツクラブなど多様な団体のほか、文化芸術活動では、音楽活動を行う団体のほか、演劇やダンスのサークル、茶道、華道、書道など伝統文化の団体が想定されています。

また、市民や団体、民間事業者などが、新たな地域クラブ活動の創設を行うことや、意欲ある教師の兼職兼業による地域クラブ活動の開始なども想定されています。

舞鶴市では、多様な主体が運営団体となることを想定し、それぞれの団体が有するノウハウと強みを最大限に活用しながら多様な地域クラブ活動を展開していくことを支援します。

(2) 指導者

地域クラブ活動の指導者は、その活動の指導が適切に行える能力を有しているほか、生徒の安全・健康面へ配慮することや、ハラスメント行為をしないことなどが求められます。

舞鶴市では、部活動が担ってきた教育的意義を継承した取組となるよう、指導者向けの研修会を実施するほか、指導者に対し必要な指導者資格取得の支援を行います。

(3) 活動場所

地域クラブ活動の活動場所については、小中学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が所有する施設などが想定されます。舞鶴市では、地域クラブ活動の促進を目的に、地域クラブ活動が市立小中学校の施設を利用する場合の料金は減免するほか、現状の部活動に準じて優先的な利用予約が可能となるよう検討を進め、移動の負担等が過度にならないよう取り組みます。

(4) 管理責任

地域クラブ活動は、学校の管理運営下での活動ではありません。活動中の生徒同士のトラブルや事故等は、保護者及び地域クラブ活動の管理責任において対応する

ことから、指導者や参加者等に対してケガや事故等を補償する保険への加入を推奨するなど、管理体制の整備を運営団体に求めます。

5 その他

(1) 推進計画の見直し

本計画は、国のガイドラインと京都府の推進指針を踏まえて、舞鶴市における部の活動の地域展開を推進するための計画として策定したものです。今後、国及び京都府のガイドライン等が変更された場合は、必要に応じて見直しを行います。

(2) 部活動指導指針の見直し

平成 30 年 5 月に策定した「舞鶴市中学校部活動指導方針」は、京都府の推進指針を踏まえて見直しを行います。

(3) 事務局

舞鶴市の地域展開を進める担当部署は以下のとおりです。

部局	課	役割
教育委員会	学校教育課	推進計画策定の統括 実証事業の進捗統括 団体・保護者等への支援策の検討 中学校との連携・調整
生涯学習部	文化振興課	推進計画の立案 文化芸術の指導者との連携・調整 文化地域クラブ活動の把握
	スポーツ振興課	推進計画の立案 地域展開に関する広報活動 スポーツ地域クラブ活動の把握

(4) その他

これまでの取組等については、舞鶴市ホームページ等にも掲載していますのでご覧ください。

- 舞鶴市部活動の地域展開の取組について

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kyouiku/0000013390.html>

